





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年12月26日(木)

号 外(第7号)

■ 目 次

~~:

告 示

○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第237号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年12月26日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 失効する知事指定薬物の名称
 - (1) メチル= 2 [1 (5 フルオロペンチル) 1 + インドール- 3 カルボキサミド] 3 フェニル プロパノアート (通称名MPhP-2201、MPHP-2201) 及びその塩類
 - (2) 2 (ブチルアミノ) 1 (4 クロロフェニル) プロパン— 1 オン (通称名 4 Chloro N butylcathinone) 及びその塩類
 - (3) 3-[1-(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェノール(通称名<math>3-HO-PCE)及びその塩類
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

- 3 指定が効力を失う日令和元年12月27日
- 4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111